

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイ ケアステーションゆうゆう

運 営 規 程

平成 18 年	2 月 28 日	制定
平成 18 年	4 月 1 日	改定
平成 21 年	4 月 1 日	改定
平成 23 年	6 月 1 日	改定
平成 23 年	10 月 1 日	改定
平成 24 年	4 月 1 日	改定
平成 24 年	10 月 1 日	改定
平成 26 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	8 月 1 日	改定
平成 29 年	4 月 1 日	改定
平成 30 年	4 月 1 日	改定
平成 30 年	8 月 1 日	改定
令和元年	10 月 1 日	改定
令和 3 年	4 月 1 日	改定
令和 3 年	8 月 1 日	改定
令和 4 年	10 月 1 日	改定
令和 5 年	12 月 15 日	改定
令和 6 年	4 月 1 日	改定

社 会 福 祉 法 人 本 荘 久 寿 会

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人本荘久寿会が開設するショートステイ ケアステーションゆうゆう（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、常に適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって行うものとする。

3 施設の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする

第 2 章 施 設 の 名 称

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | ショートステイ ケアステーションゆうゆう
(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護) |
| (2) 所 在 地 | 秋田県由利本荘市一番堰 1 4 2 番地 1 |
| (3) 連 絡 先 | 電話番号 0 1 8 4 - 2 8 - 1 0 0 5
FAX 番号 0 1 8 4 - 2 8 - 1 0 0 6 |

(入所定員)

第 4 条 施設の利用定員は、50 名とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定介護予防短期入所生活介護定員含む)

(組 織)

第 5 条 業務の円滑な推進を図るため、厚生労働省令に定める職種のほかを配置し、それぞれの業務を分掌する。

(職員の職種、員数)

(指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護を兼務)

第 6 条 施設においては次の職種及び員数を置く。なお、職員の定数、必要職については法令等による配置基準を下回らないものとして、必要に応じて理事長が定めるものとする。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 管 理 者 | 1 名 (兼務) |
| (2) 医 師 (嘱託医) | 1 名 (非常勤) |
| (3) 生 活 相 談 員 | 1 名 |
| (4) 介 護 職 員 | 16 名以上 |
| (5) 看 護 職 員 | 2 名以上 |
| (6) 栄 養 士 | 1 名 |
| (7) 機 能 訓 練 指 導 員 | 1 名 |
| (8) 事 務 員 | 1 名 (兼務) |
| (9) 技 能 員 | 1 名 (兼務) |

2 理事長は、前項各号に定める職員のほか、施設等の適切な運営を図るため、次の役付職員を置くことができる。

- (1) 施設長補佐
- (2) 係 長
- (3) 主 任

(職員の職務内容)

第 7 条 前条に定める施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は理事長の命を受け、施設運営の責任者として業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師は主として利用者の診療及び健康管理並びに施設全般の保健衛生指導業務に従事するものとする。

- (3) 生活相談員は、主として利用者の生活相談全般の保健衛生指導業務に従事するものとする。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供にあたるものとする。
- (5) 看護職員は、主として利用者等に対する医師の診療の補助及び看護を行うとともに、入所者の保健衛生業務、看護サービスの提供にあたるものとする。
- (6) 栄養士は、利用者の献立作成、栄養量計算、給食記録を行うほか、食品衛生全般にわたる業務に従事する。又、栄養管理に係る評価を実施する。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者に対する機能の維持・回復のための機能訓練サービスの提供にあたるものとする。
- (8) 事務員は、施設の管理運営に係わる事務処理を行う。

2 役付職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長補佐は、施設長を補佐し、施設長に事故あるときは施設長を代理する。
- (2) 係長は、施設長の命を受け、その係職員の行う業務を指導監視する。
- (3) 主任は、施設長及びその職務に属する係長の命を受け、その担当職員の行う業務を指導総括する。

(職員の心得)

第 8 条 職員は、施設の目的及びその運営方針に則り、利用者の接遇には無差別公平を旨とし、深い理解と愛情を持ち、この事業に対して強い愛情をもって、施設の運営向上に努めなければならない。

2 職員は、担当業務に関して常に研究と創意工夫に勤め、その活動等の記録を整備しておかなければならない。

(関係機関等との連携)

第 9 条 管理者は、関係機関、団体及び地域社会との連携を蜜にし、それぞれに協力を求めて施設の事業の推進に努めなければならない。

第 4 章 入所及び認定申請援助

(入 所)

第 10 条 施設は、介護保険法第 87 条第 2 項の規定に基づき、利用者等からの申し出があったとき、契約により入所させることができる。

2 管理者は、次に該当する場合には契約を拒否することができる。

- (1) 他の入所者に重大な影響を及ぼす感染性の疾病、伝染病等が医師の診断で明らかなる場合。
- (2) かかり付け医から、既に医療の必要があると診断されている場合。

(退 所)

第 11 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除するものとする。

- (1) 利用者から退所の申し出があったとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) この規定に違反したとき

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 12 条 施設は、利用者の退所に際して利用者又はその家族に対し、適切な支援を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健、福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

第 5 章 サービスの内容、利用料等の徴収

(サービスの内容)

第 13 条 施設は次のサービスを提供する。また、そのサービス料の有無の別については別紙1「介護サービス等の一覧表」のとおりである。

(1) 介護サービス

- イ) 巡回(昼間、夜間を問わず)
- ロ) 食事介助
- ハ) 排泄介助(随時)
- ニ) おむつ交換(随時)
- ホ) 入浴介助(特浴、一般浴)
- ヘ) 清拭(随時)
- ト) 体位交換(随時)
- チ) 移動(随時)
- リ) 衣類の着脱(随時)
- ヌ) 整容(随時)
- ル) 清潔(洗顔、口腔清潔等)
- ヲ) 緊急コール(随時)
- ワ) その他

- (2) 生活サービス
 - イ) 清拭
 - ロ) 洗濯
 - ハ) 金銭管理 (預り金管理)
 - ニ) 理美容
 - ホ) その他
- (3) 食事提供サービス
- (4) 栄養管理サービス
- (5) 健康管理サービス
 - イ) 嘱託医による往診
 - ロ) 生活指導
 - ハ) その他
- (6) その他のサービス
 - イ) 行事 (季節、年間、記念行事等)
 - ロ) その他

2 利用者の預り品については、施設の利用期間のみ、本人又は利用者が指名する者の申し入れと同意により、退所時まで預かることができる。また退所時は速やかにこれらについて返納する。

3 前項において、施設が預かりを受けたときは、利用者の指定した者に対し、報告するとともに退所時には速やかに返納する。

4 利用者の預り金に関する事項は、別に定める「預り金管理規定」による。

(通常を送迎実施地域)

第 14 条 通常を送迎実施地域は、由利本荘市の地域とする。

(利用料)

第 15 条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者負担割合に応じて 1 割または 2 割または 3 割の支払いを受けるものとします。

2 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 滞在費
- (2) 食費 (食材費 + 調理費)

(3) 理美容代

(4) その他日常生活上の便宜の提供に係わる費用

- 3 当施設の利用料は、重要事項説明書（利用料）に掲げるとおりとする。
なお、重要事項説明書（利用料）に記載のない内容については、施設、利用者の双方で協議のうえ実施することができる。
（入所契約書に基づくもの）

第 6 章 入所者の遵守事項

（社会福祉法人等による両者負担の軽減）

第 16 条 当施設は、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の運用を行うものとする。

- 2 軽減の対象者は、別紙3の要件をすべて満たす者の内、生計が困難と市町村が認めた者とする。
- 3 軽減の限度額は、利用者負担の1/4（老年年齢者年金を受給しているものは1/2）を原則とし、全額の免除は行わない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の事情を勘案し市町村から特に認められる場合はこの限りではない。

（施設利用にあたっての留意事項）

第 17 条 利用者は、管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等の指導による利用者は職員による各種プログラム、日課に取り組み、心身機能の維持向上、健康増進に努めなければならない。

- 2 利用者は、建物、設備、備品等を破損しないこと。
- 3 利用者は、施設の清潔、整頓その他の環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。
- 4 利用者は避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の向上に努めること。

（各種届出）

第 18 条 利用者又は身元引受人は、次の各号に該当したとき、その旨を口頭又は届出用紙により、管理者に届け出なければならない。

- (1) 身元引受人等の身上に異常が生じたとき
- (2) 感染性の病気、伝染病等で体に異常を感じたとき
- (3) 外出及び外泊のとき

- (4) 施設内で食事を摂らないとき
- (5) 外来者が、利用者に面会するとき

(施設内禁止行為)

第 19 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をすること、泥酔または楽器等の音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 飲酒及び喫煙。
- (4) 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらの施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭または物品の頼み事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害すること。
- (7) 無断で物品の位置、または形状を変えること。

(損害賠償)

第 20 条 利用者は、故意又は過失によって施設（設備又は備品）に損害を与え、或いは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復する責めを負わなければならない。

第 7 章 苦情処理及びその解決

(苦情処理)

第 21 条 施設は利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設は提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を市町村に報告しなければならない。
- 4 施設は提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、

国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その改善内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(苦情の申立方法)

第 22 条 苦情の申立て方法は、口頭、電話、手紙、ホームページ、その他の通信手段によるものとする。

第 8 章 緊急時における対応方法

(緊急時の対応)

第 23 条 施設は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要時は、家族に緊急連絡をするとともに速やかに主治医やかかり付け医またはあらかじめ施設が定めた協力医療機関へ連絡するなど、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 24 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第 9 章 非常災害対策、衛生管理等

(災害対策)

第 25 条 施設は、火災、地震、水害等の災害に備え、その防止と利用者の安全を守るため、次の各号を実施し備える事。

- (1) 消火器、室内消火栓、防災用具、非常口、避難経路及び場所、非常食貯水槽、警報機等災害防止と避難に関する設備を常に整備しておくこと。
- (2) 配線、機械室、厨房設備等出火の原因となる箇所を随時点検すること。
- (3) 火元責任者は、暖房、厨房器具、電気器具等の保全に努めること。
- (4) 災害時に地域住民の協力が得られるよう連携体制づくりに努めること。

(防火管理者)

第 26 条 防火管理者は、非常災害に対するための具体的な計画を立て、所轄の消防機関と連携して、避難訓練を年 2 回以上実施する。(うち 1 回は夜間を想定)

(業務継続計画の策定)

第 27 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 28 条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(衛生管理)

第 29 条 施設は、使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講ずるよう努めなければならない。

(協力病院)

第 30 条 施設は、治療を必要とする利用者のため、あらかじめ、協力病院を

定めておく。

第 10 章 経理、庶務、その他

(備付帳簿)

第 31 条 施設は、運営状況を明らかにするため、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 施設の沿革に関する帳簿
- (2) 法人の定款、諸規定
- (3) 諸会議録
- (4) 関係機関との連絡文書
- (5) 健康管理に関する書類
- (6) 栄養管理に関する書類
- (7) 給食に関する書類
- (8) 日用品費に関する帳簿
- (9) 会計処理に関する帳簿
- (10) 指定短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画その他指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録
- (11) その他の必要とする書類
- (12) 上記書類はその完結の日から 5 年間保存しておく事とする

(個人情報保護)

第 32 条 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規定に基づき取り扱うものとする。

(利用者に対する損害賠償)

第 33 条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
但し、賠償責任に関しては、過失関係を明らかにし双方の協議の上決定するものとする。

(掲示物)

第 34 条 施設は当該施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(虐待防止に関する事項)

第35条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の指針の整備、および迅速に必要な措置を講ずるための担当者を配置する
 - (2) 虐待を防止するための定期的な委員会の開催および従業員に対する研修を実施する
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第36条 事業所は、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第37条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第 38 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人本荘久寿会の理事長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規定は、平成18年 3月 1日から施行する。